

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和2年5月

CONTENTS

	頁
◆講習会・会議・セミナー等開催延期について 5・4・3月分の状況	2
◆「引越事業者優良認定制度」申請受付開始に伴う説明会について	2
◆2020年度 引越講習 見合わせ	2
◆運行管理者 基礎講習のご案内	3
◆運行管理者 一般講習のご案内	3
◆新型コロナウイルス感染症拡大阻止と経営維持・雇用維持等について	4
◆新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際のマニュアル(参考)	8
◆「高さ指定道路」の追加指定要望について	10
◆年次有給休暇について 年5日の取得義務化 再確認	11
◆2020年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請について	12
◆適正化実施機関に寄せられた 苦情	13
◆『くらしと経済を支えます～トラック輸送で働く人たち』	13
◆適正化事業巡回指導実施結果(令和2年1月～令和2年2月)	14
◆令和2年度 通常総会の日程	15
◆三重県 チャレンジ123 参加者募集について	15
◆トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について	15
◆安全宣言事業所募集 200days安全宣言ラリー 参加無料	16
◆外部研修助成の申請手順について	17
◆会員様の所在地名称・変更等	18
◆協会職員人事のお知らせ	18

別紙のご案内

- ・ 事業報告書・事業実績報告書のご案内
- ・ 運行管理者試験・受験申請書(願書販売)等のご案内
- ・ 無事故・無違反チャレンジ123(チラシ)
- ・ 無事故・無違反チャレンジ123(参加申込書)
- ・ 無事故・無違反チャレンジ123参加費助成(申請書)
- ・ 200days エントリーシート
- ・ 国土交通省 標準的な運賃の告示

=====
=====

一般社団法人三重県トラック協会
<http://www.santokyo.or.jp>
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 講習会・会議・セミナー等 開催延期 について 5・4・3月分の状況

新型コロナウイルスによる感染拡大を防ぎ、皆様の命を守るため

三重県トラック協会で開催を予定していた 5月末までの講習等、
すべて中止 または 延期し 開催を見送っています。

5月・6月の一部	中止日程	開催場所
運行管理者 基礎講習・一般講習（5月開催）	三重県トラック協会(津)(四日市)	
整備管理者 選任前研修（5月開催）	各輸送サービスセンター・メッセウイング	
トラックドライバーコンテスト（6月開催）	6月20日	北部輸送サービスセンター(四日市)

安全性優良事業所（Gマーク）取得説明会 ならびに、集団での出張適性診断も中止。
自動車事故対策機構（N A S V A）の講習についても 5月末まで中止となっています。

*運行管理者講習（基礎講習／一般講習）6月分は申込受付が行われています。先月ご案内の6/19
中止は誤りでした（中止は未決定です。訂正します）。次ページの開催予定をご覧の上お申し込み下さい。

その他の セミナーの 延期・中止状況

4月	中止日程	開催場所
社員研修 ビジネス講座（新入社員研修・再教育研修）	4月 6日	三重県トラック会館(津)
初任運転者 特別指導講習会（初任ドライバー研修）	4/22・23	北部輸送サービスセンター(四日市)
3月	中止日程	開催場所
事故防止セミナー	3月 5日	北部輸送サービスセンター(四日市)
原価計算セミナー（応用編）	3月 9日	三重県トラック会館(津)
女性部会 設立全体会議	3月12日	三重県トラック会館(津)
働きやすい職場認証 取組みセミナー（ホワイト経営説明会）	3月18日	三重県トラック会館(津)

*現状では 当分の間、開催できないと見込まれます。 感染の収束状況に応じて、再度開催をご案内する予定ですが、状況によっては今年度分に統合しての開催 もしくは 中止となる場合がございますのでご了承下さい。開催が決まりましたら後日あらためてご案内申し上げます。

◆「引越事業者優良認定制度」申請受付開始に伴う説明会について

全日本トラック協会で行われる説明会を YouTube配信 でご覧下さい。

「引越事業者優良認定制度」説明会 内容 (1)引越事業者優良認定制度の概要について
(2)引越事業者優良認定制度の申請方法

配信日時は現在調整中です。

詳細は決まり次第「全日本トラック協会」のHPに掲載されます。

（更新事業者は全ト協より直接郵送されます）

全ト協HP：<http://www.jta.or.jp/index.html>

トップページから → 引越事業者優良認定制度 → 認定申請を行う皆様へ

全ト協会員専用ページのパスワード 4/15から5/14まで 7654

5/15から6/14まで 5095



◆ 2020年度

引越講習

見合わせ

新型コロナウイルス感染拡大が進み、緊急事態宣言が全国に拡大したことを考慮し、
本年度の「引越 基本 講習」「引越 管理者 講習」の開催を見合わせています。

感染の収束状況をふまえ、本年度の引越講習の開催を改めて検討します。

今後、引越事業者が引越管理者講習修了者の配置に支障をきたす影響も懸念され、
引越事業者優良認定申請の取扱い等も含め、現在検討中です。

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

運行管理者基礎講習は下記日程で開催される予定です。 4月末現在発表分
運行管理者試験の受験資格要件ならびに補助者の資格要件を満たす運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		同機構のホームページ 講習のご予約から お申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
2020年 6／3(水)～6／5(金) 6／10(水)～6／12(金) 7／15(水)～7／17(金) 11／17(火)～11／19(木) 12／16(水)～12／18(金)	津 メッセウイングみえ 四日市 北部輸送サービスセンター	
2021年 1／20(水)～1／22(金)	津 メッセウイングみえ 四日市 北部輸送サービスセンター	開催時期に合わせて、 順次予約が始まります

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

運行管理者一般講習は下記日程で開催される予定です。 4月末現在発表分
下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予定いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ①運行管理者に新たに選任された方
- ②運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】

今年度対象者は、前回の受講が30年度(2018年度)の方および2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		受付9:30～ 研修 10:00～16:30
2020年 6／16(火)	四日市 北部輸送サービスセンター	同機構のホームページ 講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
6／17(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
7／2(木)	津 メッセウイングみえ	開催時期に合わせて、順次予約が始まります
7／3(金)	津 メッセウイングみえ	
9／10(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
9／11(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	お問い合わせ先
10／21(水)	津 メッセウイングみえ	・独立行政法人 自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085
10／22(木)	津 メッセウイングみえ	四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階
10／27(火)	四日市 北部輸送サービスセンター	TEL 059-350-5188
10／28(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	FAX 059-350-5189
2021年 2／18(木)	津 メッセウイングみえ	
2／19(金)	津 メッセウイングみえ	

日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい
2020年 6／19(金)	津 三重県トラック会館 受付9:30～ 研修10:00～16:00	お問い合わせ先 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル2F TEL 052-589-2216 FAX 052-589-2276

ご注意 平成24年4月16日以降に選任届出された 運行管理者の方で、これまで一度も基礎講習 を受講されたことがない場合は 基礎講習の受講が必要となります。

上記講習は、新型コロナウイルス感染状況を鑑みて
中止・変更される場合があります。ご了承ください。

◆新型コロナウイルス感染症拡大阻止と経営維持・雇用維持等について

新型コロナウイルス感染症による経済全般への甚大な影響踏まえ、雇用維持等に関して適切な配慮を行うよう、厚労大臣、総務大臣、法務大臣、文科大臣、国交大臣連名で下記の要請がありましたのでお知らせします。

◇新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じております。経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

こうした状況の下、政府としては、過去にない規模となる事業規模108兆円の経済対策等を講じてまいります。

- ・事業継続や雇用維持に向け、強力な資金繰り支援策や拡充された雇用調整助成金を活用いただき、従業員の雇用維持に努めて下さい。（新入社員の教育訓練時は助成額加算もあります）
新入社員については将来の戦力として雇用の維持をお願いします。
 - ・職を失った方の雇入れや、新卒者を対象とした求人を積極的にお願いします。
 - ・入職時期を繰り下げた内定者について、早期の入職日を確定させるなど特段の配慮を行って下さい。
 - ・卒業予定者等に対して多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験、柔軟な日程の設定など、最大限柔軟な対応を行って下さい。
 - ・障害者の方の雇用の安定に向けた特段の配慮、及び外国人労働者も、日本人と同様の配慮をして下さい。
 - ・有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定等を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除等は控えるなど特段の配慮をすること。やむを得ず解雇、雇止め等をしようとする場合でも、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間の入居等の配慮をして下さい。
 - ・有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行って下さい。
- その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患有する方々に十分に配慮いただくこと。
学校等が臨時休業となる場合もあるため、子供の世話が必要な労働者が休みやすい環境を整備して下さい。

**新型コロナウイルスによる感染拡大を防ぐため
改めて手洗いや咳エチケット等の感染防止対策の徹底をお願いします**

感染拡大を防止するため下記にご留意のうえ、慎重な行動をお願いいたします。

- ①「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話」の3条件が重なる場所を避けて行動する
 - ②全国から人が集まる会議の開催や県外への出張については、必要性を十分に検討したうえで判断する
 - ③人混みへの不要不急の外出は自粛する
 - ④テレワーク、時差通勤、在宅勤務などの多様な手段を積極的に活用する（三重県知事発信メッセージ）
- ご理解とご協力を願います。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた 事業の継続に係る要請

緊急事態宣言の状況下においても、国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要があり、輸送の引き受けはこれまで同様、荷主様と運送事業者間での契約に基づき対応頂きますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言「基本的対処方針」の重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続を要請する」とされています。

また「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として、トラックを含む、物流・輸送サービス関係の事業が挙げられていますのでご承知下さいようお願いします。

御社におかれましても、業務の継続のための体制整備 や 感染症対策の一層の推進を図っていただけますよう、よろしくお願いいたします。（令和2年4月7日付大臣官房危機管理官事務連絡）

「緊急経済対策」におけるトラック関係の主な施策
雇用の維持と事業の継続について（非予算施策を含む）

雇用調整助成金の特例拡大（厚生労働省）

緊急対応期間(令和2年4/1～6/30)において
助成率→中小企業4/5、大企業2/3に引き上げ
(解雇等を行わない場合、中小企業9/10、大企業3/4)

- ・雇用保険被保険者でない非正規雇用も対象
- ・残業相殺の停止、支給迅速化、手続き簡素化

税制措置等

- ・収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税・社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで 1年間、納付を猶予
- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減
(1/2又は0) ※令和3年度課税分 等

事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- ・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金
- ・収入が減少した事業者の社会保険料の納付猶予

資金繰り対策

個人事業主や売上が急減した中小・小規模事業者、生活衛生関係営業者に対する、利子補給を組み合わせた実質無利子・無担保の融資に十分な融資枠を確保する

- ・日本政策金融公庫等による特別貸付及び危機対応業務による資金繰り支援を継続する。
＜中小・小規模事業者への実質無利子化含む＞
(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、内閣府)
- ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資)の実質無利子化 (経済産業省)
- ・日本政策金融公庫等や保証付き民間融資の既往債務の借換(財務省、厚労省、農水省、経産省、内閣府)
- ・セーフティネット保証・危機関連保証の保証料の減免を含む信用保証の強化・拡充(経産省)
- ・民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度の創設(経産省、金融庁)

*資金繰り対策/その他支援策の詳細は

経産省 新型コロナウイルス 検索

***特別融資制度**

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9%引下げ

金利引下げなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付

危機対応融資

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

セーフティネット貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし

小規模（法人）：売上高▲15%減

中小企業：売上高▲20%減

また、小規模事業者*であれば、

マル経融資

を活用し、別枠で最大1,000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会場所の経営指導を受けることが条件

商工中金、政策金融公庫、ま

たは お取引の金融機関

にてご相談下さい。

*雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に務めて下さい

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練／出向等を行ない労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症特例措置		
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件（3か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月5%以上低下）
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	据え置き	4/5（中小）、2/3（大企業） <u>（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））</u>
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間

三重労働局 職業対策課 助成金室 059-226-2111 へお問い合わせください

*「働き方改革推進支援助成金」（テレワークコース／職場意識改善特例コース） *「小学校休業等対応助成金」

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件 令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組 テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/>	テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 （例）・VPN装置・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	<input type="checkbox"/> 就業規則・労使協定等の作成・変更 （例）テレワーク勤務に関する規定の整備 <input type="checkbox"/> 労務管理担当者に対する研修 <input type="checkbox"/> 労働者に対する研修、周知・啓発 <input type="checkbox"/> 外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング
--------------------------	---	--

支給額 支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件 令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組 新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

<input type="checkbox"/> 就業規則等の作成・変更	<input type="checkbox"/> 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
<input type="checkbox"/> 労務管理担当者・労働者に対する研修	<input type="checkbox"/> 人材確保に向けた取り組み
<input type="checkbox"/> 労務管理用機器の導入・更新	<input type="checkbox"/> 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)

支給額 支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

小学校休業等対応助成金 の助成内容

助成金の概要

小学校休業等により子の世話をする保護者に有給の休暇を取得させた企業を支援する助成金制度です。

支給対象

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

【助成内容】○ 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額(全額)

対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額(※)×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

* 持続化給付金

<新着>

感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対しての事業全般に広く使える給付金です

給付額 法人 最大**200**万円

個人事業者 最大**100**万円

※昨年1年間の売上からの減少分が上限

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比
▲50%月の売上げ×12ヶ月)

■ 支給対象

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。
- ・医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、の法人についても対象となります。

□前年同月比▲50%月の対象期間

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者が選択。

□申請と必要な内容 Web申請が基本

住所や口座番号(通帳の写し)
(法人:名義、個人事業主:個人名義確認)

法人①法人番号、②2019年の確定申告書の控え
③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業①本人確認書類、②2019年の確定申告書の控え③減収月の事業収入額を示した帳簿等

◇相談ダイヤル

経済産業省 中小企業 金融・給付金相談窓口
0570-783-183(平日・休日9:00～17:00)

◆ 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際のマニュアル(参考)

* 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応及び事業継続マニュアル

1 従業員の感染予防策の徹底

(1)従業員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する

- ア 体温の測定と記録を行う。
- イ 発熱などの症状がある場合には、所属長へ連絡すること。及び自宅待機とする。
- ウ 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び新型コロナウイルス感染症相談窓口への問い合わせ(※)を行う。
 - (ア)体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)
 - (イ)強いだるさや息苦しさがある場合
 - (ウ)基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合
- エ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての所属長への速やかな報告

(2)事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する

- ア 出勤時とトイレ使用後の、事務室・保管施設・荷さばき施設・倉庫への入場時、車両への乗車時等には手洗い、手指の消毒を必ず行う
- イ 常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には2メートルを目安として適切な距離を保つこと。マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること
- ウ 通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等、人がよく触れるところの拭き取り清掃

※新型コロナウイルス感染症電話相談窓口 電話番号一覧（土曜日・日曜日・祝日も対応）

機関名称	電話番号	受付時間
三重県庁 医療保健部薬務感染症対策課	059-224-2339	9時から21時
桑名保健所	0594-24-3625	9時から21時
鈴鹿保健所	059-382-8672	9時から21時
津保健所	059-223-5184	9時から21時
松阪保健所	0598-50-0531	9時から21時
伊勢保健所	0596-27-5137	9時から21時
伊賀保健所	0595-24-8070	9時から21時
尾鷲保健所	0597-23-3428	9時から21時
熊野保健所	0597-89-6115	9時から21時
四日市市保健所	059-352-0594	9時から21時
三重県救急医療情報センター	059-229-1199	21時から9時

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1)感染者発生の把握、報告及び周知

ア 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2)濃厚接触者の確定及び対応

ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。

イ 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査(行政検査)の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈した場合、保健所に連絡しPCR検査(行政検査)の受検を促し、速やかにその結果を報告させる。

* 「濃厚接触者」とは「患者(確定)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者（車内、航空機内等を含む）
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領(暫定版)
(国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版)」

3 施設設備等の消毒

(1)保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域(事務室、保管施設、荷さばき施設、倉庫、車両等)の消毒を行う。

(2)消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(消毒用エタノール(70%))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を行う。

4 業務の継続

食品等取扱い事業者については、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は、操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

(1)重要業務の継続

ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置により、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握する。

イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2)その他必要なことは別途定める。

(参考)・農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」

URL : https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

◆ 「高さ指定道路」の追加指定要望について

一般道を通行する車両の高さ限度は3.8mですが「高さ指定道路」については高さ4.1mまでの通行が可能です。

道路の保全および交通の危険防止などに支障がない道路であれば、新たに「高さ指定道路」として追加する要望を行うことが可能で、トラック協会は「背高国際海上コンテナ」等の輸送ルートについて追加指定要望を取りまとめ、警察庁、国土交通省へ要望を行っています。

①背高国際海上コンテナ車

②積載物が積載状態で高さ3.8mを超える4.1mまでの単体物輸送車

①②の車両が継続し反復して走行している輸送ルートにおいて

「高さ指定道路」の追加要望区間がございましたら 下記にてお願い申し上げます。

◇各団体別とりまとめ種別

背高国際海上コンテナの輸送

.....(公社)全日本トラック協会

車両の陸送(キャリアカー等)

.....(一社)日本陸送協会

貨物鉄道等の輸送

.....日本貨物鉄道(株)

プレハブ住宅の部材等の輸送

.....(一社)住宅生産団体連合会

- 要望の方法や詳細を、全日本トラック協会のホームページでご確認下さい。

全日本トラック協会ホームページ <http://www.jta.or.jp/>

「新着情報 2020/04/10 令和2年度「高さ指定道路」に関する追加指定要望の受付について」

全ト協 高さ指定道路 令和2年 検索

要望ご相談は 締切 6/15(月)

三重県トラック協会あて お願いします。

「高さ指定道路」であるかどうかは、国土交通省の「特殊車両通行許可のオンライン申請システム」(簡易算定)で確認できます。

なお 右の①～④に該当する場合は
要望できません。

- ①トンネル、高架橋等 物理的不可能区間を含む場合
- ②「大型車進入禁止」など禁止区間を含む場合
- ③過去3年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
- ④生活道路等を含む場合(特に駅前、スクールゾーン、住宅街など)

◇背高国際海上コンテナの「高さ指定道路」 通行に関するご注意

・9フィート6インチ(2,896mm)のハイ・キューブコンテナ(背高コンテナ、クンロク)積載状態では、高さが3.8mを超えるため、「高さ指定道路」内を通行しなければ道路法(車両制限令)違反です。

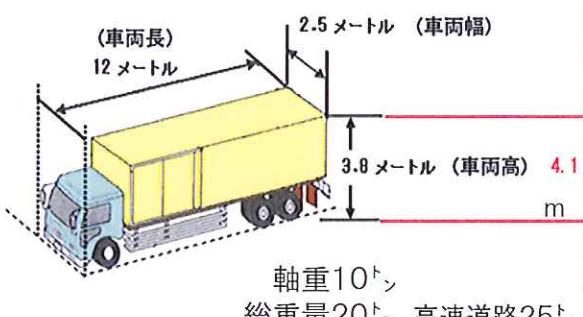
このため、経路の一部が「高さ指定道路」でない場合は「特殊車両通行許可」が必要で、加えて『出発地の警察署長の制限外積載許可』も必要となります。ご注意ください。

・「高さ指定道路」内であっても、高さ以外の車両制限令、一般的制限値(右図参照)を超える場合は「特殊車両通行許可」が必要です。

・「特殊車両通行許可」を受けた場合も、許可を受けた経路以外を通行すると違反になりますのでご注意ください。

一般的制限値(概略)

□ 車両の幅・長さ・高さ



罰則

違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人も同じように科されます。

例:車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は100万円以下の罰金です

(道路法第102条第1項)

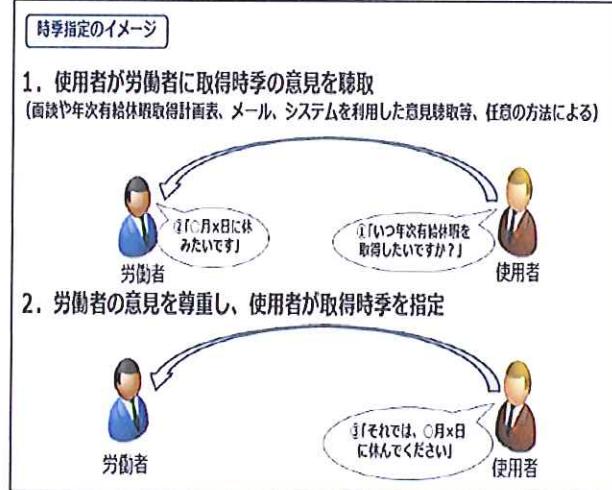
◆ 年次有給休暇について 年5日の取得義務化 再確認

昨年4月から年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇日数のうち 年5日については使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられています。

1年が経過しましたが、各社の従業員様の年5日の取得はすすんだでしょうか？

年次有給休暇について 再確認を行って下さい

有給休暇とは、従業員が仕事を休んだにも関わらず出勤扱いとなり、その日の給料が支払われる休暇です。 下記の基準を満たせば、初年度は10日、それ以降は勤続年数に応じて最大20日まで付与する必要があります。



注意点① すべての雇用主は、毎年新たに付与される法定の年次有給休暇が10日以上ある従業員全員に、毎年確実に5日間有給休暇を取得させる義務を負います。

従業員には管理者やパートタイマーも含まれます。週所定労働日数が少ない労働者であっても継続雇用され、全労働日のうち8割以上出勤していれば、有給休暇は必要です。

注意点② 年5日の義務化は、下記の方法で計画的に休む日を決め消化させて下さい。

- ・使用者による時季指定／雇用主が労働者に有給休暇の希望日をヒアリングし指定する。
- ・労働者自らの希望で／労働者が自分が有給休暇を取得したい日程を会社に申請する。
- ・計画的付与制度／雇用主が全社一斉あるいは部署ごとに有給休暇取得日を5日定める。

注意点③ 雇用主と労働者の間で労使協定を締結することで1年間に5日の範囲で有給休暇を時間単位で取得することが認められています。

注意点④ 時季指定の対象労働者の範囲、時季指定の方法は 就業規則 に記載が必要。

注意点⑤ 年次有給休暇を管理する、年次有給休暇管理簿を作成し 3年間保管ください。
年次有給休暇管理簿は労働者ごとに作成し、時季、日数、基準日を記載します。

* 既に有給休暇を取得している場合は、年5日の義務日数から、取得済み日数分減算した日数が義務日数となります。

※ 有給休暇取得義務化を守らないことは違法行為→ 対象者に対して年に5日の有給休暇を取得させない場合、雇用主に従業員1名につき30万円以下の罰金を科すとされています。

詳しくは 厚生労働省 「年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説」をご覧下さい。

◆ 2020年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請について



運送事業者の安全性向上への取組みを評価して公表する
「貨物自動車運送事業安全性評価 Gマーク」

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者の皆様全体の安全性の向上に対する意識を高めていただくための認定制度です。現在、全国26,192事業所(30.5%)、三重県484事業所(32.2%)が安全性優良事業所に認定されています。また、同事業所に対し、国土交通省などによるインセンティブ(優遇措置)が付与されています。

1. 評価項目 (①~③の各項目の基準点を満たし、合計80点以上であること)

項目	配点	基 準	評 価 内 容
① 安全性に対する法令の遵守状況	40点	32点	巡回指導結果、運輸安全マネジメント取組状況
② 事故や違反の状況	40点	21点	事故や行政処分の状況
③ 安全性に対する取組の積極性	21点	12点	安全対策会議の実施、運転者への教育など取組を評価

この他、事業開始後3年を経過していること、車両数が5両以上あることなどの申請資格や、社会保険等の適正加入などの要件があります。詳しくは申請案内をご確認ください。

2. 申請案内、申請書類の入手方法

- ①三重県トラック協会(津)及び北部輸送SC(四日市)でお渡しします。郵送ご希望の場合はご連絡下さい
- ②インターネットによる頒布 申請案内 ⇒ 全日本トラック協会HPよりダウンロード出来ます
申請書類 ⇒ 上記HPにて申請書作成システムによる作成が可能です

3. 申請受付期間 令和2年7月1日(水)～14日(火) ※土日を除く

4. 申請受付(提出先) コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置 (今年度に限る)

① 郵送の場合 簡易書留(信書)など荷物追跡が可能な方法で発送して下さい。 7/1～7/14の必着です。期間前及び以降の受付はできません。

※郵送での申請提出の場合は、申請書式の過不足は確認しますが、申請内容の確認、また書類の返送は対応できません。記載間違えのないよう十分ご確認をお願いします。

郵送先 〒514-8515 津市桜橋三丁目 53-11 三重県トラック協会 適正化事業部

② 持参の場合 トラック協会(津)及び北部輸送SC(四日市)にて受付します。

※申請内容の確認をご希望の場合は、従来通り持参での提出をお願いします。
特例措置として北部輸送SCでも受付します(受付期間は同じです)

5. その他

①「安全性に対する取組の積極性」について、コロナ感染拡大により会議・研修の中止や適性診断受診機関の休業など、実施できなかった取組に対し特例措置が設けられました。
詳しくは全日本トラック協会のホームページまたはトラック協会までお問合せ下さい。

② 申請案内の説明動画をYouTubeで配信しています。

いずれも全日本トラック協会ホームページをご確認下さい。

検索 全日本 トラック協会 安全性評価事業

事前の書類確認ご対応致します。ご不明な点ございましたらご連絡ください。

三重県トラック協会 適正化事業部 TEL059-227-6767

◆ 適正化実施機関に寄せられた 苦情

R1年度 1月～3月 11件

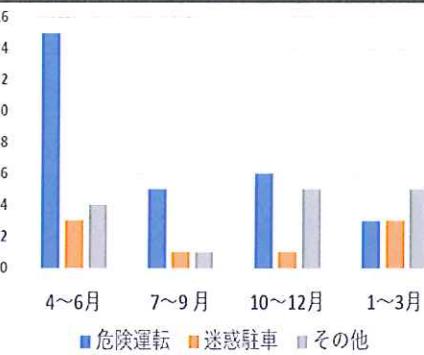
※4月～6月 22件、7月～9月 7件、10月～12月 12件

- 違法駐車(3件)
- 危険運転(3件)
- その他(5件) ⇒ 駐車・喫煙マナー、過積載・運転時間

R1. 4月～R2. 3月 計 52件

実際に寄せられた苦情内容

- 国道1号線を滋賀県土山から三重県関方向に走行中、大型トラックに車間距離を軽自動車1台分しか取らない危険行為を受けたので、事業者を指導して欲しい。(電話)
- 津島のイオンに出入りするトラックの多くが、カーテンを閉めて走行している。カーテンは休憩や仮眠を取る時に閉める行為は理解できるが、走行時は安全上開けて走行すべきだと思う。事業者の特定が難しいので、トラック協会に電話した。愛知県、岐阜県のトラック協会にも連絡した。巡回訪問の際に注意して貰いたい。(電話)
- 北陸自動車道の今庄IC手前で、4tトラックが私の車を追い越し車間距離を取ることなく直前に車線変更してきた。合図の点灯も不十分で大変危険な行為を受けたので、トラック協会から事業者を指導して貰いたいとドライブレコーダーの映像を保存したマイクロSDカードが郵送された。(郵送)
- 愛西市町方町の国道155号線で、また三重ナンバーの大型車両の迷惑駐車が目立つので注意を喚起して欲しい。(メール)
- 伊賀市大山田工業団地に向かう道路に10tトラックが置かれており、通行の妨げになって危険なので注意して欲しい。(電話)
- 東名高速道路下り線 神奈川県鮎沢パーキングエリアにおいて、大型トラックが区分された駐車エリアに駐車せず、身体障害者駐車スペースを塞ぐように誘導路に停めてくわえ煙草で降車し、喫煙スペースを利用する事なく、そのままトイレの個室を利用していく。介護者と高齢者がトイレを利用しようとしたが、煙草の匂いが臭くて利用できず、次のパーキングまで我慢することになった。新型コロナウイルス感染症拡大もあり、高齢者や身体障害者は苦しい状況にあるのに、運転者は障害者駐車スペースを塞ぎ、くわえ煙草で喫煙スペースを利用することもなく、煙草を吸って個室トイレを利用し、トラックを逆走して駐車場を横断する形で誘導路を通行して本線に戻っていました。事業者を注意して欲しい。(電話)



◆ 『 くらしと経済を支えます～トラック輸送で働く人たち 』

三重テレビ放送 タ方ニュース 情報番組
「Mieライブ」 で放送のお知らせ



金曜日 17:40～19:15

会員事業所様にもご協力いただき、業界PR映像制作のための取材収録を三重テレビエンタープライズ(株)に委託し進めてまいりました。このたび「トラック運送事業のPR: トラックドライバーの職業紹介」映像として編集し、三重テレビ放送の夕方ニュース情報番組「Mieライブ」で放送されることとなりましたのでお知らせします。

これから就職を考える高校生、大学生。および、既卒の就職希望の皆様。ならびに、広く一般の視聴者の皆様に トラック輸送という職種とドライバーの仕事に 関心をよせて頂ければと期待しています。

11月までの毎月最終の金曜日「Mieライブ」の番組内で放送されます。ご覧いただけますと幸いです。

■ 運送業界のお仕事内容を紹介する新コーナー「くらしと経済を支えます」

三重テレビ放送 ニュース情報番組
「Mieライブ」 金曜日拡大号
放送時間 17:40～19:15

【放送スケジュール】
2020年 4月～11月
毎月最終金曜日 18:00～19:15の中で
約8～10分間の情報枠を設けます。

4/24(金) 宅配便ドライバー編 (放送済み)
5/29(金) 大型ウイング車編
6/26(金) フォークリフト作業編
7/31(金) 3シউイング車編
8/28(金) 商品企画編
9/25(金) 大型タンクローリー編
10/30(金) 女性ドライバー編
11/27(金) アスファルトローリー編

< 第1回目は 一般のみなさまに親しみ深い宅配便ドライバーのお仕事に密着しました >



適正化事業巡回指導実施結果

(令和2年1月～令和2年2月)

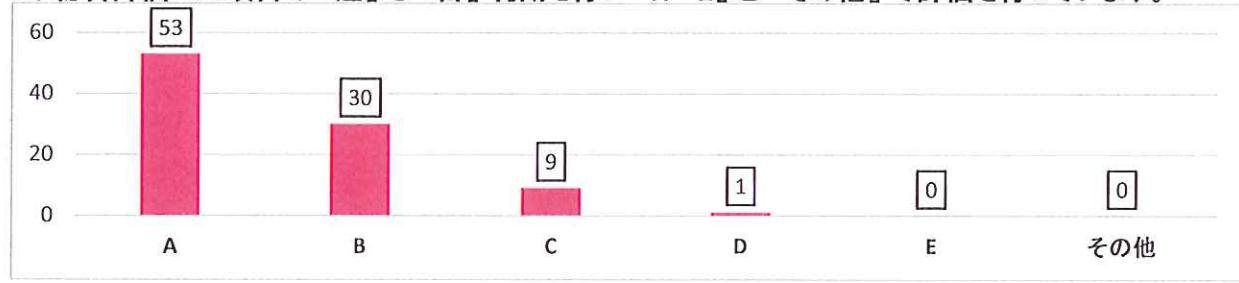
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回実施件数

支部名	桑員	北勢	鈴鹿	津	松阪	南勢	伊賀	紀北	南紀	会員外	合計
通常巡回指導	5	24	7	3	16	9	7	2	3	4	80
新規巡回指導	2	5	0	1	0	0	0	0	0	5	13
特別巡回指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7	29	7	4	16	9	7	2	3	9	93

*巡回案内は巡回計画のもと運輸支局長名で送付されます。キャンセルが度重なると支局監査となる可能性があります。

2. 総合評価 38項目の「適」と「否」判断を行い「A～E」と「その他」で評価を行っています。



A…90%以上

B…80%以上90%未満

C…70%以上80%未満

D…60%以上70%未満

E…60%未満

その他…指導項目26項目以下

以下の①～⑨は重点項目です。「否」となった場合は、総合評価が1ランク下がります。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| ①「運行管理者の選任・届出」 | ⑥「特定運転者の適性診断」 |
| ②「過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間、休憩時間・睡眠時間の管理」 | ⑦「整備管理者の選任・届出」 |
| ③「点呼の実施・記録・保存」 | ⑧「点検・整備を行い点検整備記録簿を保存」 |
| ④「輸送の安全確保に必要な指導監督」 | ⑨「健康診断の実施・記録・保存」 |
| ⑤「特定運転者の特別な指導」 | |

3. 改善要請が多い項目

順位	改善要請事項	確認件数	否の件数	割合
①	点呼の実施及びその記録、保存をしてください。	93	19	20.4%
②	特定の運転者に対して適性診断を受けさせてください。	72	11	15.3%
③	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行ってください。	93	14	15.1%
④	特定の運転者に対して特別な指導を行ってください。	56	8	14.3%
⑤	運行記録計による記録及びその保存・活用を適正に行ってください。	92	10	10.9%
⑥	所要の健康診断を実施し、その記録・保存を適切に行ってください。	93	9	9.7%
⑥	運輸安全マネジメントの実施してください。	93	9	9.7%
⑦	健康保険・厚生年金保険に加入してください。	93	8	8.6%
⑦	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理してください。	93	8	8.6%

*特定の運転者とは、初任者(1年以内に雇入れた者)、高齢者(65歳以上の者)、事故惹起者です。

1項目でも「否」を指摘させていただいた事業者様には改善をお願いしています。

改善項目については3ヵ月の期間を設け、改善報告書と状況が判る書類の提出をお願いします。
なお、改善報告書をご提出いただけない事業者様は、運輸支局に報告を行う必要があります。

※ 3月の巡回指導は新型コロナウイルス感染症対策のため、全日程を自粛致しました。

◆ 令和2年度 通常総会の日程



三重県トラック協会(本部)

日時

6月24日(水) 14:30~

場所 ホテルグリーンパーク津

総会の開催通知は
資料・会員名簿と一緒に
6月に発送致します。

本年度の通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る国、関係行政及び県の要請により、
人数が沢山集まる機会を極力自粛させて頂く必要性から、現在、総会の開催方法についても
委任状及び議決権行使書等の方法による少人数での開催を検討しております。

◆ 三重県 チャレンジ123 参加者募集について

三重県では、交通マナーの向上と交通事故防止を目的に、3名1チームで123日間の無事故・無違反の達成を目指す「無事故・無違反チャレンジ123」を実施します。

詳細案内と参加申込み用紙を同封致しますので、チームを作ってご参加下さい。



募集期間

2020年5月1日(金) ~ 6月30日(火)

チャレンジ期間

2020年7月1日(水) ~ 10月31日(土)

参加申込み

〒514-8570 津市広明町13

三重県環境生活部くらし・交通安全課内
チャレンジ実行委員会事務局

3名で1チームとなります。

注:同一人物が複数チーム参加はできません。

- ① 参加申込用紙に必要事項を記入
- ② 参加料金を郵便局にて振り込み(6月30日までに)
- ③ 参加申込用紙と振替払込請求書兼受領証を実行委員会事務局に送付(6月30日消印有効)

※申込用紙には必ず申込者本人の 押印 をお願いします(サイン不可)

お問合せ先

三重県 環境生活部 くらし・交通安全課内

チャレンジ実行委員会事務局 TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

※ チャレンジ の参加と 助成金 の申請は 申込み先が違います のでお気を付けください。

◆ トラック協会 チャレンジ123 参加費用の助成について

トラック協会では、上記三重県主催の 2020年度 「無事故・無違反チャレンジ123」 に賛同し、参加費用の一部を助成します。 (助成申請書 ブルー紙 同封致します)

★ 三重県へ参加申込み後に、トラ協に助成金申請をしてください。 ★

トラック協会への助成金申請

助成申請書(ブルー紙)に、必要事項を記入し「チャレンジ123」の
参加費用の振込票(写)を貼付し トラック協会に郵送してください。



助成金 申請 締め切り 2020年7月10日(金)

- ◆ 参加費用の半額(1,500円)を助成します。
- ◆ さらに助成申請した達成チームには、トラック協会から表彰状と記念品を贈呈します。

※助成金に申込みする参加チームは会員事業所の三重県内で運送事業に従事している方が対象です。

(協会へご報告いただいてます従業員数が参加人数の上限です)

ゼロ
安全宣言を行っていただき 事故・違反0に
積極的に取り組んで頂く事業所を募集します

営業所単位で 200日のロングラン
多くの事業所のご参加をお待ちしています

チャレンジ123 +Plus 77 / 200days 安全宣言ラリー

とりくみ 7/1から 200日 無事故・無違反を続けてください

- 7/1~10/31=123日にチャレンジ
- 11/1~1/16=77日追加チャレンジ 合計200日

①営業所単位で 安全宣言の署名を行っていただきます。
②事故・違反の有無についてカレンダーに記録を残してください。

参加申込み 締切 **6/30**(火) トラック協会に必着

- 同封のカレンダー「安全宣言シート」が参加のエントリーシートです。
- 参加の皆様は署名いただき、シートの下半分(会社名と参加者の署名部分)を、トラック協会へ FAXで 6/30 までに お送りください。
- 営業所単位でのチーム制です。1シート1チームです。参加人数の制限はありません。
- 枚数が不足の場合は、コピーをご利用下さい。**
ドライバー全員参加を前提にお願いします。
また、社員様の人数に応じ12名未満もOKです。
- 「無事故・無違反200日」達成で、表彰状を贈呈します。(表彰単位はエントリーシートのチームごとです)

無事故・無違反の申告ルール 自主申告です

- 事故 → 軽微な物損事故で、損害額1万円以下は、事故なしで記録します。
- 違反 → 交通違反による切符の交付の有無で違反の有無を判断し記録します。

その他

- 三重県トラック協会ホームページに「安全宣言事業所」として取り組みを掲載する予定です。
- 「安全宣言200days」と「三重県のチャレンジ123」は、別の取り組み企画ですが「両方」参加頂くことをお勧めします。
なお「チャレンジ123」を「安全宣言200days」参加の条件とはしておりません。(任意です)
- 両方取り組む場合に わかりやすいよう、スタートから123日間の日程をあわせています。
- 「チャレンジ123」の参加は、別途のお申込みが必要です。こちらも6/30締切です。P15ご参照下さい

安全宣言事業所



エントリー 特典

◇全員に車両貼付用SafetyDriveトラッコステッカーを贈呈します。さらに **6/30**までに「安全宣言シート」で署名エントリーいただいた皆様に抽選で

5000名様に
参加プレゼント！



900名様 保温水筒
Zalatto サーモハンドル
スタイルボトル 350ml

2000名様
2つ折クリップファイル
+
トラッコ
マグネットクリップ

2100名様
シャープ + 3色 4種
ボールペン

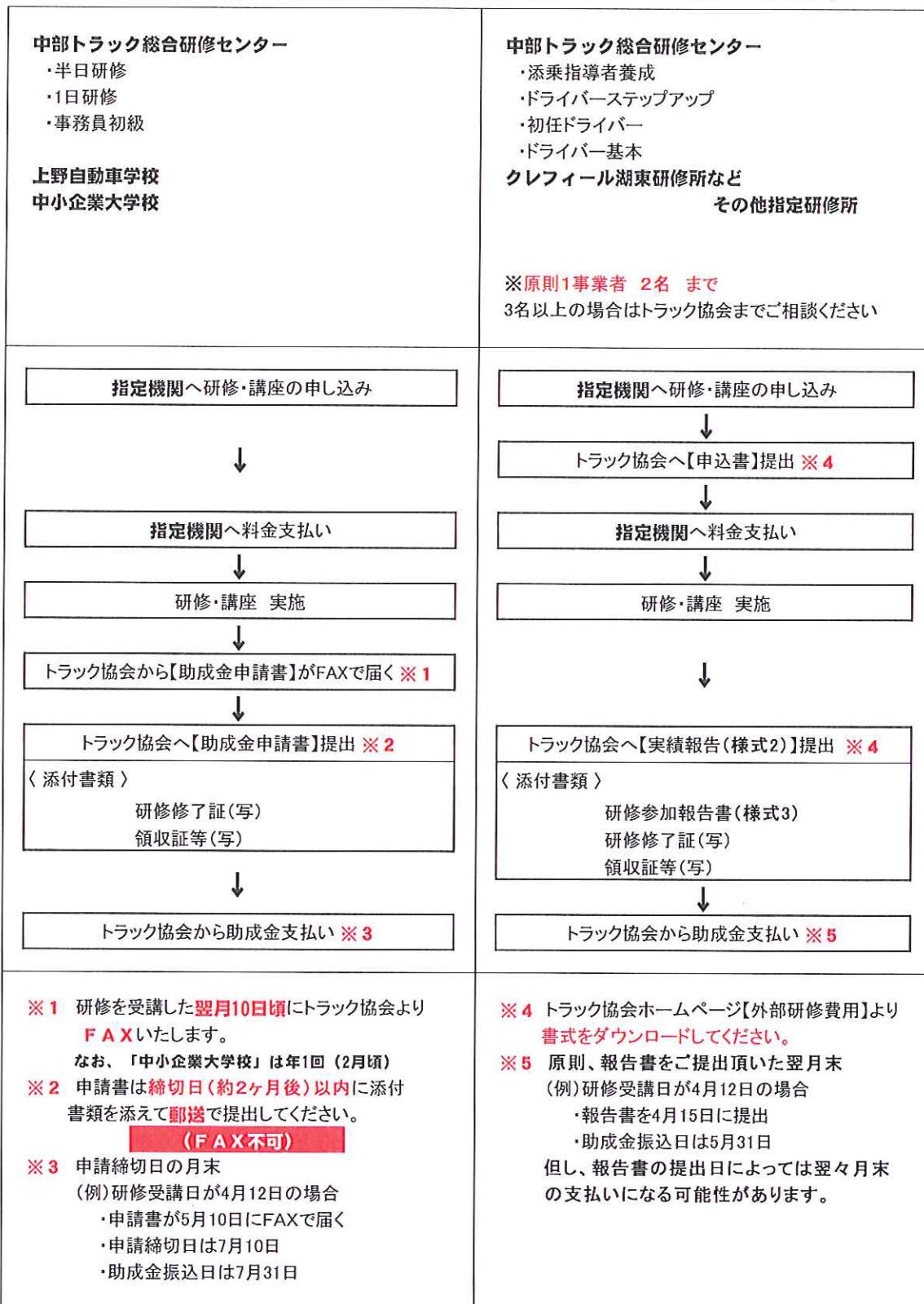
抽選は営業所単位で
おこないます。
参加多数で選にもれた
場合はご容赦ください。
当選のご連絡は 7月上旬の予定です。

◆ 外部研修助成の申請手順について

全ての研修で研修料金を全額お支払いいただき、研修修了後に助成金の申請をしてください。

(研修料金から助成金額を差し引いての支払ではありませんのでご注意ください。)

下図に申請手順をまとめましたので再度ご確認ください。



注意

- 研修の内容・日程につきましては直接研修施設へお問い合わせください。
- その他指定研修所についてはトラック協会までお問い合わせください。

◆ 会員様の所在地名称・変更等

北勢支部	(有)東海共和運輸	退会
松阪支部	つばさ運輸(株)	退会

「会員名簿作成資料」や、その他にご報告いただいております変更箇所は令和2年度会員名簿に反映させていただきます。新しい会員名簿は6月総会資料と一緒に郵送させていただきます。

◆ 協会職員人事のお知らせ

尾崎 良典	安全衛生管理部	→ 退職 (令和2年4月15日付)
宮島 杉子	総務部	→ 退職 (令和2年4月15日付)

* ご意見ご相談等をお寄せ下さい *

